五霞町 農業委員会だより

令和8年 1月1日

第11号

山中トマト農園　山中明成（あきしげ）さん

新年のごあいさつ

五霞町農業委員会
会長　梅田 福一郎

新年あけましておめでとうございます。

日頃から農業委員会の取組に御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、物価高や天候不順など、農業を取り巻く環境が厳しい一年となりましたが、そのような中においても、地域の農地を守り、次世代へつなぐための取組を進めていただいた農業者の皆さまの御努力に深く敬意を表します。

特に、昨年度策定した「地域計画」は、本町の農業の将来を見据えた重要な道しるべであり、今年はその実効性を高めるため、現状と課題を踏まえた見直しを進めてまいります。より実情に即した計画となるよう、地域の皆さまからの御意見も伺いながら取り組んでいく所存です。

本年も、農地の適切な管理と有効活用、担い手確保に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となって努力してまいります。

皆さまの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

【発行】五霞町農業委員会　【編集】五霞町農業委員会だより編集委員会　【住所】〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1　【電話】0280-84-1111（代表）

まちの輝く農業者
データに基づく製品管理！

今回は、元栗橋で４年前から実家で野菜栽培を始めた山中明成（あきしげ）さんを紹介します。

山中さんは、４年前まで勤めをしていましたが、実家の農業を手伝ううちに野菜栽培の楽しさを知り就農しました。

現在約１haの農地に0.4haをハウスでトマト（ごほうび、エクセレント、セレブなど）栽培、0.4haを露地栽培でブロッコリー作りを行っています。特にトマトを主力としており、技術の習得をしながら、栽培データを記録し、確実な栽培ができるよう、試行錯誤しながら作付けを行っています。

【今までの苦労は？】

実家の技術の継承には、とにかく覚えることが多く、その習得に苦慮しています。

そのため、様々な研修会に参加したり、インターネットや文献などを読みあさったり、とにかく農業について積極的に情報を得るよう努めています。

野菜は、味や食感はもとより、大きささえもその時代に合ったものを提供しなければなりません。なかなか一筋縄にはいかないことを改めて感じています。

【うれしかった！ことは】

おいしかったといって、リピートしていただけることがとてもうれしい。

【今後の展望】

とにかく良いものを作ることを心がけています。そして、柔軟に市場の要求に対応できるよう技術を磨いていきます。

【取材後記】

山中さんはまだ30歳代で、堅実に「農業」に取り組んでいる姿に感動しました。今後の五霞町の新しい農業を牽引していただければと思う取材でした。

取材：曽根委員、知久委員、青柳委員、篠﨑(勝)委員、篠﨑(昇)委員

元栗橋の 山中明成（あきしげ）さん

農業者の強い味方 農業者年金

安心で豊かな老後のため
農業者年金に加入しませんか

担い手積立年金

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金第１号被保険者

政策支援　39歳までの農業者の方は、政策支援として保険料の国庫補助を受ける事ができます。

- 国民年金第１号被保険者
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者等で青色申告者等

編集委員会

委員長　梅田福一郎
副委員長　篠﨑　勝
委員　杉田　忠衛
委員　曽根　喜平
委員　松本　紀夫
委員　折本真由美
委員　木村　恒夫

編集後記

令和の米騒動と称された昨年、激動の一年でした。温暖化、米の高騰、備蓄米の放出、カメムシ被害など、ダメージを被るのは、生産者、そして消費者。我々は一日も早く健全な農業形態を構築せねばなりません。昨年三月に地域計画を作成、現在その見直し作業をすすめています。

現状の課題、対策は…

（課題）生産者の高齢化、後継者不足、費用対効果の低減、土地集積の鈍化。

（対策）農地の集積の推進、効率のよい土地利用、農地のあっ旋、担い手の育成。

今、掲げた項目全て解決多難なものばかり。

「対処策」まずは、全農業委員と農地利用最適化推進委員が初心に帰り、地域住民との対話重視、そして行動を！

必ず明るい未来が拓けると思います。ご協力お願いします。頑張ります。

副委員長　篠﨑　勝

五霞町あちらこちら
川妻一色神社の由来

農業委員　折本真由美

元和五年、武蔵国　幸手城主一色宮内大輔直朝公は、関宿城主小笠原左衛門信政公に攻め落とされてしまいました。

幸手城主の二男、一色次郎輝季公は、この怨みを晴らそうと川妻村に隠れ住み、時が来るのを待っていました。

翌元和六年に利根川が大氾濫し、村人たちは農作物を失い、困窮する日々が続きました。

輝季公は村人の苦しむ姿をみて、利根川を下る関宿藩の年貢米を満載した御用船を奪い、川妻の人々を救うことを決意しました。

村人は、感謝の気持ちでいっぱいでしたが、関宿城主はその行動に激怒し輝季公を捕えるよう厳令を下しました。それにより輝季公は栗橋宿にて召し捕られてしまいました。

翌元和七年、輝季公は利根川の河原で処刑され川に流されましたが川妻地先に流れ着き、いつまでも離れなかったそうです。

村人は、関宿城主を恐れながらも、輝季公を川妻村宿北地区の杉の木の根元に葬りました。そして杉の木をご神木として木の根元に小さな社を建てて、この地の守り神として祀られたと伝えられています。

参考：マンガふるさとの偉人
　一色神社物語　一色次郎輝季

農地パトロールを実施して

農業委員　鈴木一男

農業委員会では、毎年農地法に基づき、年2回農地パトロールを実施しています。

目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び農地法違反用地の実態確認です。

昨年は、9月下旬に、町内全域をパトロールを使用しながら、町内全域をパトロールしました。

主に、遊休農地の発生や改善の状況を中心に実施しました。

全体的には、農地として適切に管理されていましたが、一部雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生による周辺農地への悪影響等が懸念される農地が、見受けられました。

農業者の高齢化に伴って心配されることもありますが、日頃から、農地の維持管理に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

農地のあっせん

五霞町農業委員会では、農地のあっせんを行っています。

農地のあっせんは、農地を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい耕作者を結び付け、農地の流動化を進める事業です。

あっせんの申出があった農地については、五霞町農業委員会あっせん会議（3月、6月、9月、12月）において、農業委員・農地利用最適化推進委員が情報交換をし合い、耕作者捜しなどを行っております。

なお、賃借または売買する場合は「農地中間管理事業の申請」または「農地法第3条による農業委員会の許可」が必要になります。（現在農業を営んでいなくても就農の意思があれば農地を取得できます）

あっせんのお手続きに関しては、申出しようとする農地があっせんできるかどうか、具体的な場所など内容がわからないと判断できませんので、農業委員会事務局までご相談ください。

（注意事項）
- あっせんの申出をしても、農地の借り手（買い手）が見つからない場合があります。
- 農地の借り手（買い手）が見つかるまでは、所有者が農地の管理をすることになります。
- 売買金額や賃借料に関しては、農業委員会は一切関与できませんので、ご理解ください。
- その他（農業委員会にご確認ください）。

未相続のままの農地はありませんか？

相続がお済みでない農地は、

- 売買、転用ができません。
- 登記処理に膨大な時間と経費がかかることがあります。
- 争続問題に発展する可能性があります。

あらゆる問題に発展する前に、早めに法務局で相続登記手続きされることをお勧めします。

こんな時は農業委員会で手続きが必要です

- ☑ 所有権を移転したい。
- ☑ 農地以外（駐車場など）に転用したい。
- ☑ 貸し借りをしたい。解約したい。
- ☑ 農地の地目（田から畑）形状変更したい。
- ☑ 農地に農業施設を建てたい。
- ☑ 農地を相続した。

詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。☎84-2582

地域計画見直しの協議の場

令和6年度に策定した地域農業と農地利用の将来図である「地域計画」について、今年度から農地所有者の皆様と見直しの協議を進めています。あわせて、大規模な担い手さんの意見も考慮しつつ、将来の目標地図に向けた見直しの協議を進めています。

農地利用の将来図である「目標地図」は、担い手ごとの区域を設定し、集積・集約を進めていくことを目標にしています。

農地所有者のメリットは、自身で耕作ができなくなったときに、借り手の予定がたっていることであり、担い手のメリットは、農作業を合理的効率的に進められ、請け負う面積の拡大が図れることです。

地域計画は、継続的な見直しが必要なため、次年度以降も担い手の皆さんや農地所有者の皆さんのご意見を伺っていく予定です。ご協力よろしくお願いします。

農地の適正管理のお願い

遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病害虫の発生等の原因となり、近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。

また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。

●よくある問合せ

Q　自作ができない、どうしたらよいですか？

A　遊休農地になる前に、業者等に管理を依頼するか、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ賃貸借、売買のご相談をお願いします。